

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA60 r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合性について
(重大事故等対処設備)

令和3年10月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

本資料においては、泊発電所3号炉の「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という）への適合方針を説明する。

1. 基本的な設計方針において、設置許可基準規則第38条～第43条(第42条除く)に対する、泊発電所3号炉の基本的な設計方針を示す。

2. において、設備要求に係る条文である設置許可基準規則第44条～第62条に適合するための個別機能又は設備について、1. 基本的な設計方針に適合させるための方針を含めて、設計方針を示す。

目 次

1. 基本的な設計方針

1.1 耐震性・耐津波性

1.1.1 発電用原子炉施設の位置【38条】

1.1.2 耐震設計の基本方針【39条】

1.1.3 津波による損傷の防止【40条】

1.2 火災による損傷の防止【41条】

1.3 重大事故等対処設備

1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1 - 五、43条2 - 二、三、43条3 - 三、五、七】

1.3.2 容量等【43条2 - 一、43条3 - 一】

1.3.3 環境条件等【43条1 - 一、六、43条3 - 四】

1.3.4 操作性及び試験・検査性【43条1 - 二、三、四、43条3 - 二、六】

2. 個別機能の設計方針

2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】

2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】

2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】

2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】

2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】

2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】

2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】

2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】

2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】

2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】

2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】

2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】

2.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備【56条】

2.14 電源設備【57条】

2.15 計装設備【58条】

2.16 原子炉制御室【59条】

2.17 監視測定設備【60条】

2.18 緊急時対策所【61条】

- 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
- 2.20 1次冷却設備
- 2.21 原子炉格納施設
- 2.22 燃料貯蔵設備
- 2.23 非常用取水設備
- 2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）

表 重大事故等対処設備仕様

2.17 監視測定設備【60条】

【設置許可基準規則】

(監視測定設備)

第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。

2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。

(解釈)

1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。

a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。

b) 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。

c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。

2.17.1 適合方針

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。

適合方針
(概要)

重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。

(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。

適合方針
(対応手段)

a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定

モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを使用する。

可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を保管する。

可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電池を使用する設計とする。

具体的な設備は以下のとおりとする。

- ・可搬型モニタリングポスト

b. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定

重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、原子炉施設から放射性物質が放出される場合の放射線量を監視するために、可搬型モニタリングポストを使用する。

可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所山側及び海側や緊急時対

機能喪失
・
使用機器

策所付近（緊急時対策所用と兼用）を含む原子炉格納施設を囲む 12 箇所において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。

可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電池を使用する設計とする。

具体的な設備は以下のとおりとする。

- ・可搬型モニタリングポスト

c. 放射性物質の濃度の代替測定

機能
喪失
・
使用
機器

放射能観測車のダスト・よう素サンプラ及びダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置を使用する。

放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。放射能測定装置（NaI（Tl）シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、充電池を使用する設計とする。

具体的な設備は以下のとおりとする。

- ・放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI（Tl）シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベイメータ）

d. 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定

機能
喪失
・
使用
機器

重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壤中）及び放射線量を測定するために、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。

放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壤中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域においては、小型船舶を使用する設計とする。放射能測定装

置 (NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ, α 線シンチレーションサーベイメータ, β 線サーベイメータ), 電離箱サーベイメータの電源は, 乾電池を使用する設計とする。放射能測定装置 (可搬型ダスト・よう素サンプラ) の電源は, 充電電池を使用する設計とする。

具体的な設備は以下のとおりとする。

- ・放射能測定装置 (可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ, α 線シンチレーションサーベイメータ, β 線サーベイメータ)
- ・電離箱サーベイメータ
- ・小型船舶

これらの設備は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。

(2) 風向, 風速その他の気象条件の測定に用いる設備

機能
喪失
・
使用
機器

重大事故等時に発電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備 (風向, 風速その他の気象条件の測定) を設ける。

a. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定

気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備 (風向, 風速その他の気象条件の測定) として, 可搬型気象観測設備を使用する。

可搬型気象観測設備は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を記録できる設計とする。

可搬型気象観測設備の指示値は, 無線 (衛星回線) により伝送し, 緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向, 風速その他の気象条件は, 原則, 電磁的に記録, 保存し, 電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また, 記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は, 充電電池を使用する設計とする。

具体的な設備は以下のとおりとする。

- ・可搬型気象観測設備

b. 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定

機能
喪失
・
使用
機器

重大事故等対処設備 (風向, 風速その他の気象条件の測定) として, 重大事故等が発生した場合に, プルームの通過方向を確認するために, 可搬型気象観測設備を設ける。

可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。

可搬型気象観測設備の指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は、充電池を使用する設計とする。

具体的な設備は以下のとおりとする。

- ・可搬型気象観測設備

(3) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備

設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。

具体的な設備は以下のとおりとする。

- ・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】）

代替非常用発電機については、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。

2.17.1.1 多様性, 位置的分散

基本方針については、「1.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。

可搬型モニタリングポストは, 屋外のモニタリングポスト及びモニタリングステーションと異なる場所で, かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで, 位置的分散を図る設計とする。

放射能測定装置は, 屋外の放射能観測車と異なる場所で, かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで, 位置的分散を図る設計とする。

可搬型気象観測設備は, 屋外の気象観測設備と異なる場所で, かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで, 位置的分散を図る設計とする。

設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは, 設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。電源設備の多様性, 位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。

2.17.1.2 悪影響防止

基本方針については、「1.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。

可搬型モニタリングポスト, 放射能測定装置, 電離箱サーベイメータ, 小型船舶及び可搬型気象観測設備は, 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

小型船舶は, 固縛によって固定をすることで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2.17.2 容量等

可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備に必要な容量及び数量の考え方については, 基本的な設計方針の「1.3.2 容量等」に示す。

原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬型モニタリングポスト, 放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは, 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。

可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。

可搬型モニタリングポストは、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての8個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位における放射線量の測定が可能な個数として12個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計13個を保管する設計とする。

放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各3個を保管する設計とする。

放射能測定装置（ α 線シンチレーションサーベイメータ、 β 線サーベイメータ）は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各2個を保管する設計とする。

電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な個数として2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。

小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な台数として1台使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。

可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合及び原子炉施設から放出されるプルームの通過方向を確認する場合に、風向、風速その他の気象条件の測定を行うために必要な個数として各1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。

可搬型モニタリングポスト，放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ，NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ，GM汚染サーベイメータ， α 線シンチレーションサーベイメータ， β 線サーベイメータ），電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は，充電池又は乾電池を使用し，予備と交換することで，重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。

詳細仕様については，第 8.1.2 表及び第 8.1.3 表に示す。

2.17.3 環境条件等

基本方針については，「1.3.3 環境条件等」に示す。

可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は，緊急時対策所内に保管し，屋外に設置するため，重大事故等時における緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。

放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは，緊急時対策所内に保管し，屋外で使用するため，重大事故等時における緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して測定が可能な設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。

小型船舶は，屋外で保管及び使用するため，重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。また，海で使用するため，耐腐食性材料を使用する設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。

2.17.4 操作性及び試験・検査性について

基本方針については，「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

(1) 操作性の確保

可搬型モニタリングポスト，放射能測定装置，電離箱サーベイメータ，小型船舶及び可搬型気象観測設備は，設計基準対象施設と兼用せず，他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。

可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は，接続をコネクタ接続とし，接続規格を統一することにより，確実に接続できる設計とする。付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。

放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。

可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備は、屋外のアクセスルートを通行して、人力による運搬、移動ができる設計とする。

小型船舶は、容易に操縦ができ、車両等により屋外のアクセスルートを通行して、運搬、移動ができる設計とする。

(2) 試験・検査

放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ、放射性物質の濃度の測定に使用する放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、 α 線シンチレーションサーベイメータ、 β 線サーベイメータ）は、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。

試料採取に使用する放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）は、外観点検及び機能・性能の確認ができる設計とする。

海上モニタリングに使用する小型船舶は、外観点検及び機能・性能の確認ができる設計とする。

風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測設備は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。

可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、データ伝送機能確認ができる設計とする。

第 1.17.1 表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

分類	機能喪失を想定する設備	対応手段	対応設備	設備分類 ※2	整備する手順書	手順書の分類		
—	—	放射線量の測定 (発電所敷地境界付近)	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	多様性 拡散設備	—	重大事故時等環境モニタリング要則		
	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	放射線量の代替測定 (発電所敷地境界付近)	可搬型モニタリングポスト		a		可搬型モニタリングポスト等による放射線量測定の手順	
	—	放射線量の測定 (発電所敷地境界付近)	可搬型モニタリングポスト					
	—	放射線量の測定 (周辺地域)	電線沿線サーベイメータ 小型船舶					
—	放射線監視車	放射線監視車の測定 (周辺地域)	放射線監視車	多様性 拡散設備	放射線測定装置等による放射線量測定の手順	放射線測定装置等による放射線量測定の手順		
	—	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	放射線測定装置 可搬型ガストよ漏サンプラ, GM汚染サーベイメータ, NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ, α線シンチレーションサーベイメータ, β線サーベイメータ					
	—	定象そ風象の向条件色, の風速測気速	Ge半導体測定装置 ZnSシンチレーション計数装置 GM計数装置					
	—	放射線監視設備	小型船舶					
—	—	風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の測定	気象観測設備	多様性 拡散設備	—	—		
	—	電源確保	可搬型気象観測設備				a	可搬型気象観測設備による気象観測項目の手順
	ディーゼル発電機	モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の兼用電源装置及び非常用発電機	多様性 拡散設備					
	—	放射線量の測定					代替非常用発電機 ※1 可搬型モニタリングポスト	a

※1：「1.14 電源の確保に関する手順等」に整理する。
 ※2：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主対策として整備する重大事故等対応設備
 ※3：故障及び設計基準事象に対処する運転手順書
 ※4：炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
 ※5：重大事故時等環境モニタリング要則

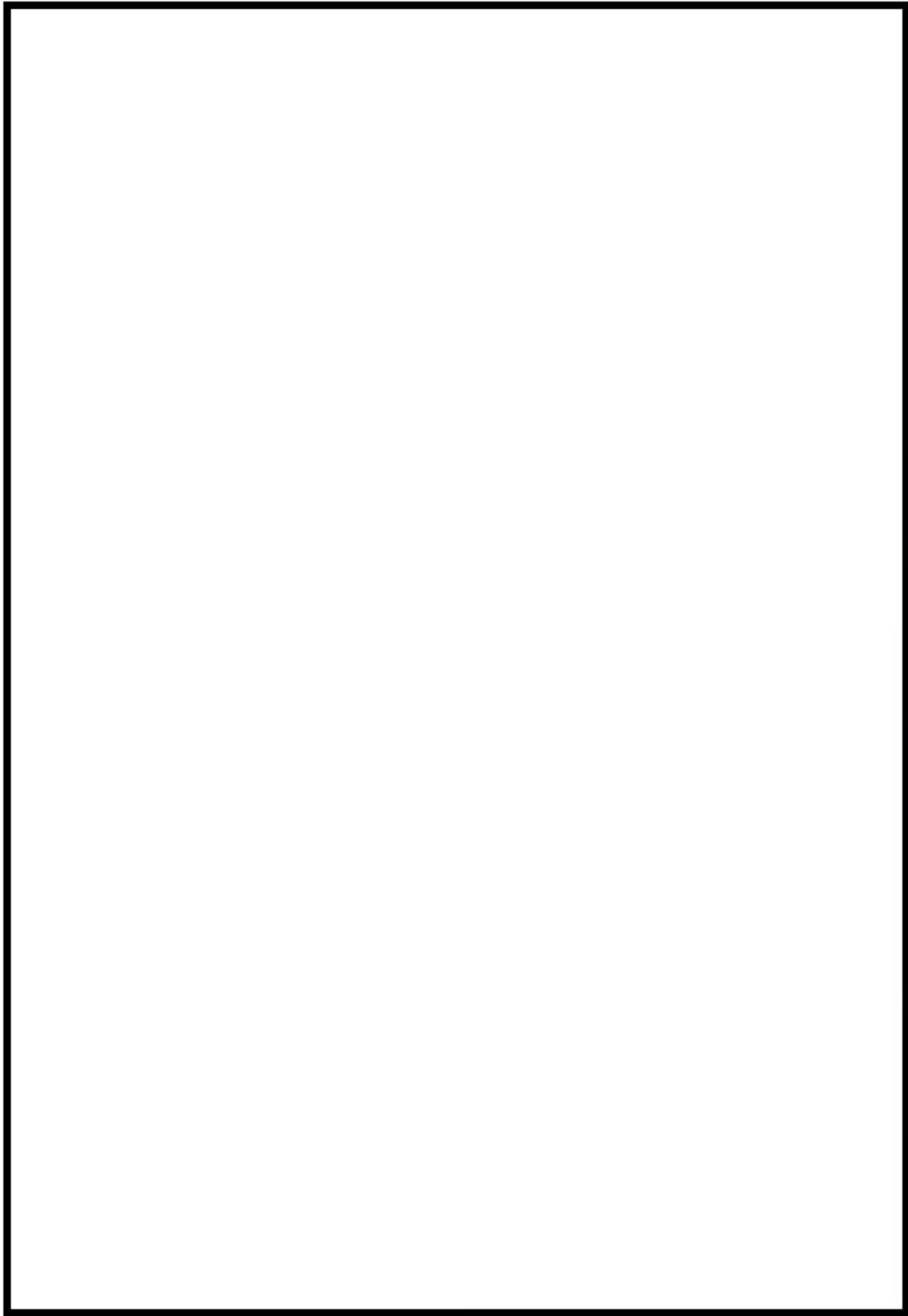


図 8.2.1 可搬型モニタリングポストの設置位置（発電所海側及び緊急時対策所付近への設置を除く）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

追而【地震津波側審査の反映】
(防潮堤レイアウト変更に伴う可搬型モニタリングポスト設置位置の再設定のため)

図 8.2.2 可搬型モニタリングポストの設置位置（発電所海側側及び緊急時対策所付近への設置）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

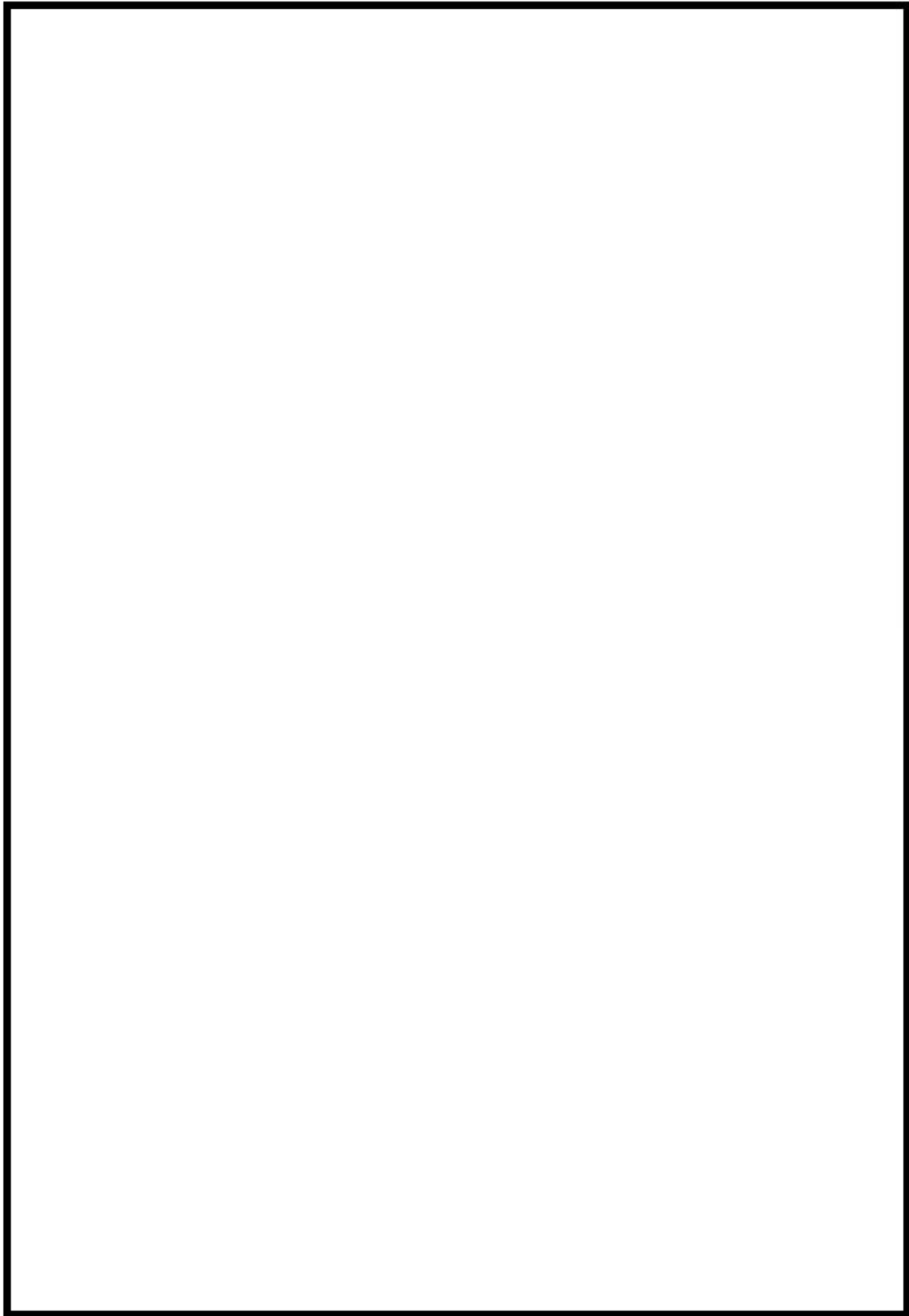


図 8. 2. 3 海水、排水の試料採取位置

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

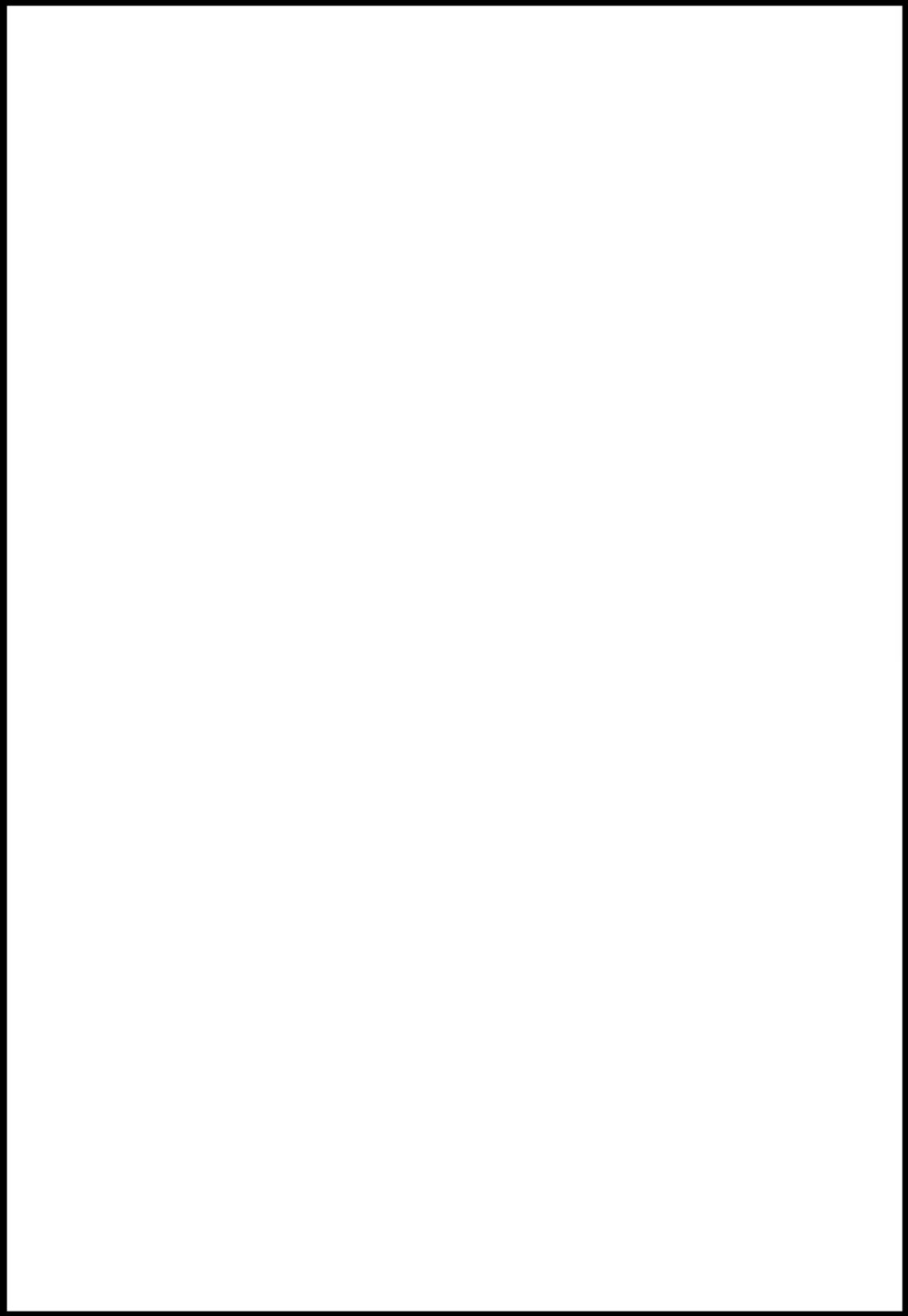


図 8.2.4 可搬型気象観測設備の設置位置

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA60H r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合性について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料

令和3年10月
北海道電力株式会社

本資料においては、泊発電所3号炉の「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という）への適合方針を説明する。

1. 基本的な設計方針において、設置許可基準規則第38条～第43条(第42条除く)に対する、泊発電所3号炉の基本的な設計方針を示す。

2. において、設備要求に係る条文である設置許可基準規則第44条～第62条に適合するための個別機能又は設備について、1. 基本的な設計方針に適合させるための方針を含めて、設計方針を示す。

補足説明資料目次

38 条

- 38-1 泊発電所 3 号炉の重大事故等対処施設の地盤及び周辺斜面に関する基準規則等への適合性について

39 条

- 39-1 重大事故等対処施設の設備分類
- 39-2 設計用地震力
- 39-3 重大事故等対処施設の基本構造等に基づく既往の耐震評価手法の適用性と評価方針について
- 39-4 重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについて

41 条

- 41-1 重大事故等対処施設における基準規則等への適合性について
- 41-2 重大事故等対処施設への審査基準の準用
- 41-3 火災区域、区画の設定について
- 41-4 火災感知設備
- 41-5 消火設備
- 41-6 火災区域又は火災区画の火災防護対策について

43 条（共通）

- 共-1 重大事故等対処設備の設備分類等
- 共-2 類型化区分及び適合内容
- 共-3 泊 3 号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所およびアクセスルートについて（後日提出）
- 共-4 重大事故等対処設備基準適合性確認資料
- 共-5 ポンプ車配備台数の考え方
- 共-6 竜巻影響を考慮した保管場所

44 条

- 44-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 44-2 配置図
- 44-3(1) 試験・検査説明資料
- 44-3(2) ATWS 緩和設備の試験に対する考え方について
- 44-4 系統図
- 44-5(1) 工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について
- 44-5(2) ATWS 緩和設備について

- 44-5(3) ATWS 緩和設備に関する健全性について
- 44-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

45 条

- 45-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 45-2 配置図
- 45-3 試験・検査説明資料
- 45-4 系統図
- 45-5 容量設定根拠
- 45-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 45-7 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動
- 45-8 蒸気発生器 2 次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価

46 条

- 46-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 46-2 配置図
- 46-3 試験・検査説明資料
- 46-4 系統図
- 46-5 容量設定根拠
- 46-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

47 条

- 47-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 47-2 配置図
- 47-3 試験・検査説明資料
- 47-4 系統図
- 47-5 容量設定根拠
- 47-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 47-7 非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書
- 47-8 海水注入後に再循環運転を仮定した際の格納容器再循環サンプスクリーンの影響評価について
- 47-9 格納容器再循環サンプスクリーンの今後の検討課題について
- 47-10 可搬型重大事故等対処設備の接続口等について
- 47-11 CV 冠水時に水没する電気ペネトレーション部からの漏えいの可能性について

48 条

- 48-1 SA 設備基準適合性一覧表

- 48-2 配置図
- 48-3 試験・検査説明資料
- 48-4 系統図
- 48-5 容量設定根拠
- 48-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 48-7 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について

49 条

- 49-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 49-2 配置図
- 49-3 試験・検査説明資料
- 49-4 系統図
- 49-5 容量設定根拠
- 49-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

50 条

- 50-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 50-2 配置図
- 50-3 試験・検査説明資料
- 50-4 系統図
- 50-5 容量設定根拠
- 50-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

51 条

- 51-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 51-2 配置図
- 51-3 試験・検査説明資料
- 51-4 系統図
- 51-5 容量設定根拠
- 51-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 51-7 原子炉下部キャビティへの流入について

52 条

- 52-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 52-2 配置図
- 52-3 試験・検査説明資料
- 52-4 系統図
- 52-5 容量設定根拠

- 52-6 SA バウンダリ系統図（参考）
- 52-7 原子炉格納容器内水素再結合装置（PAR）について
- 52-8 原子炉格納容器の水素濃度測定について
- 52-9 格納容器水素イグナイタについて

53 条

- 53-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 53-2 配置図
- 53-3 試験・検査説明資料
- 53-4 系統図
- 53-5 容量設定根拠
- 53-6 SA バウンダリ系統図（参考）
- 53-7 水素排出設備に対する要求（動的機器等に水素爆発を防止する機能）に係る適合性について
- 53-8 アニュラスの水素濃度測定について

54 条

- 54-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 54-2 配置図
- 54-3 試験・検査説明資料
- 54-4 系統図
- 54-5 容量設定根拠
- 54-6 審査会合会議資料
- 54-7 使用済燃料貯蔵設備の大規模漏えい時の未臨界性評価
- 54-8 使用済燃料ピットサイフォンプレーカの健全性について

55 条

- 55-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 55-2 配置図
- 55-3 試験・検査説明資料
- 55-4 系統図
- 55-5 容量設定根拠
- 55-6 発電所外への放射性物質の拡散抑制について

56 条

- 56-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 56-2 配置図
- 56-3 試験・検査説明資料

- 56-4 系統図
- 56-5 容量設定根拠
- 56-6 SA バウンダリ系統図（参考）

57 条

- 57-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 57-2 配置図
- 57-3 試験・検査説明資料
- 57-4 系統図
- 57-5 容量設定根拠
- 57-6 SA バウンダリ系統図（参考）
- 57-7 タンクローリーによる燃料補給について
- 57-8 代替所内電気設備の設備構成について
- 57-9 所内常設蓄電式直流電源設備について
- 57-10 可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器を使用した直流電源負荷への24時間給電
- 57-11 所内電気設備の頑健性について

58 条

- 58-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 58-2 配置図
- 58-3 試験・検査説明資料
- 58-4 系統図
- 58-5 計測範囲説明書
- 58-6 審査会合会議資料
- 58-7 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について
- 58-8 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置の必要台数整理

59 条

- 59-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 59-2 配置図
- 59-3 試験・検査説明資料
- 59-4 系統図
- 59-5 SA バウンダリ系統図（参考）
- 59-6 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について
- 59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について
- 59-8 原子炉制御室等について（補足資料）

60 条

- 60-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 60-2 配置図
- 60-3 試験・検査説明資料
- 60-4 容量設定根拠
- 60-5 適合状況説明資料

61 条

- 61-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 61-2 配置図
- 61-3 試験・検査説明資料
- 61-4 系統図
- 61-5 容量設定根拠
- 61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について
- 61-7 適合状況説明資料
- 61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）

62 条

- 62-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 62-2 配置図
- 62-3 試験・検査説明資料
- 62-4 系統図
- 62-5 容量設定根拠
- 62-6 設置許可基準規制等への適合状況説明資料

1 次冷却材設備

- 他 1-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 他 1-2 配置図
- 他 1-3 試験・検査説明資料
- 他 1-4 系統図

原子炉格納施設

- 他 2-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 他 2-2 配置図
- 他 2-3 試験・検査説明資料
- 他 2-4 系統図

燃料貯藏設備

他 3-1 SA 設備基準適合性一覧表

他 3-2 配置図

他 3-3 試験・検査説明資料

他 3-4 系統図

非常用取水設備

他 4-1 SA 設備基準適合性一覧表

他 4-2 配置図

他 4-3 試験・検査説明資料

他 4-4 系統図

60-1 SA設備 基準適合性一覧

S A設備 基準適合性一覧については、43 条（共通）補足説明資料「共-4-1 S A設備 基準適合性一覧表」に示す。

6 0 - 2 配置図

配置図については、43 条（共通）補足説明資料「共-4-2 SA設備 基準適合性確認資料」及び同添付資料「共-4-2-1 配置図」に示す。

6 0 - 3 試驗・検査説明資料

試験・検査説明資料については、43条（共通）補足説明資料「共-4-2 SA設備 基準適合性確認資料」及び同添付資料「共-4-2-3 試験・検査説明資料」に示す。

6 0 - 4 容量設定根拠

容量設定根拠については、43条（共通）補足説明資料「共-4-2 SA設備 基準適合性確認資料」及び同添付資料「共-4-2-4 容量設定根拠」に示す。

60-5 適合狀況說明資料

以降の資料については、DBまとめ資料「DB31-1 31条 2別添 1 適合状況説明資料」を添付する。
マスキング対象のため、PDFは2つ生成する。

(例：本ファイル1ページのみPDF化し、上記ファイルマスク有とマスク無とでそれぞれ結合する。)